

福井県報

号外第 38 号
令和 8 年
4 月 1 日(水)
火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

規 則

- ※福井県障がい者介護給付費等不服審査会規則の一部を改正する規則(28・障がい福祉課) 2
- ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則(29・同) 2
- ※精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正(30・同) 5
- ※児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(31・同) 6
- ※医療法施行細則の一部改正(32・地域医療課) 9
- ※福井県薬剤師確保奨学金返還資金貸与条例施行規則および福井県薬剤師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則(33・医薬食品・衛生課) 10
- ※福井県営住宅条例施行規則の一部改正(34・建築住宅課) 11

訓 令

- ※副部長の掌理する事務を定める規程(7・人事課) 22
- ※辞令の特例に関する訓令(8・同) 24

規 則

福井県障がい者介護給付費等不服審査会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

福井県知事 石田 嵩人

福井県規則第28号

福井県障がい者介護給付費等不服審査会規則の一部を改正する規則

福井県障がい者介護給付費等不服審査会規則（平成18年福井県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(合議体) 第3条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号） <u>第58条第1項</u> に規定する合議体は、委員5人をもって構成する。	(合議体) 第3条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号） <u>第48条第1項</u> に規定する合議体は、委員5人をもって構成する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

福井県知事 石田 嵩人

福井県規則第29号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年福井県規則第41号）の一部を次のように改正する。

様式第1号および様式第2号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

指定障害福祉サービス事業所/指定障害者支援施設
 指定障害児通所支援事業所/指定障害児入所施設
 指定特定相談支援事業所/指定一般相談支援事業所/指定障害児相談支援事業所
 指定 申請書

福井県 知事 様

年 月 日

所在地
 申請者 名称
 代表者

表題の事業所・施設に係る指定/指定の更新/指定の変更を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

		法人番号(13桁)					
申請者 (設置者)	フリガナ 名称						
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)					
	連絡先	電話番号					(内線)
		E-mailアドレス					
	法人等の種類						
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名		フリガナ 氏名		生年 月日	
	代表者の住所	(郵便番号 -)					
指定を受けようとする事業所・施設の種類の	フリガナ 名称						
	事業所(施設)の所在地	(郵便番号 -)					
	多機能型事業所に係る指定の申請の場合は○						
	同一所在地において 行う事業等の種類		共生型サービスの 指定を申請するものに○	今回の指定(更新・変更) 申請をする対象事業等に ○	既に指定を受けて いる事業に○	事業の開始予定年月日	本申請書に添付 して提出する様式 (付表)
		居宅介護					付表1
		重度訪問介護					付表1
		同行援護					付表1
		行動援護					付表1
		療養介護					付表2
		生活介護					付表3
		短期入所					付表4
		重度障害者等包括支援					付表5
		自立訓練(機能訓練)					付表6
		自立訓練(生活訓練)					付表6
		就労選択支援					付表7
	就労移行支援					付表8	
	就労継続支援A型					付表9	
	就労継続支援B型					付表9	
	就労定着支援					付表10	
	自立生活援助					付表11	
	共同生活援助					付表12	
	指定障害者支援施設(施設入所支援)					付表13	
	指定一般相談支援事業所	地域移行支援				付表14	
		地域定着支援				付表14	
	指定特定相談支援事業所					付表15	
	指定障害児通所支援事業所	児童発達支援				付表16	
		放課後等デイサービス				付表16	
		居宅訪問型児童発達支援				付表17	
		保育所等訪問支援				付表18	
	指定障害児入所施設					付表19/20	
	指定障害児相談支援事業所					付表15	
【既に指定を受けている場合】事業所番号							

(備考)

- 1 本申請書の表題は、指定の更新の申請の際には「指定更新申請書」に、指定の変更の申請の際には「指定変更申請書」に変更して使用してください。
- 2 「法人等の種類」欄には、「社会福祉法人(社協以外)」、「社会福祉法人(社協)」、「医療法人」、「社団・財団」、「営利法人」、「非営利法人(NPO)」、「農協」、「生協」、「其他法人」、「地方公共団体(都道府県)」、「地方公共団体(市町村)」、「地方公共団体(広域連合・一部事務組合等)」、「非法人」、「その他」のいずれかを記入してください。
- 3 「同一所在地において行う事業等の種類」欄には、今回申請をする事業及び既に指定を受けている事業のそれぞれに「○」を記載してください。
- 4 「【既に指定を受けている場合】事業所番号」欄には、申請を行う都道府県等において既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。
- 5 「事業の開始予定年月日」欄については、更新の場合にあつては、現に受けている指定の有効期間満了日を記載してください。

様式第2号(第3条関係)

指定障害福祉サービス事業所/指定障害者支援施設
 指定障害児通所支援事業所/指定障害児入所施設
 指定特定相談支援事業所/指定一般相談支援事業所/指定障害児相談支援事業所
 変更届出書

年 月 日

福井県 知事 様

所在地
 申請者 名称
 代表者氏名

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

- 指定障害福祉サービス事業所等の指定に係る事項の変更の届出先(以下「指定権者」という。)と指定障害福祉サービス事業所等の業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出先(以下「監督権者」という。)が同一の自治体であり、かつ、変更事項が「事業所(施設)の所在地」又は「申請者の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」の場合であって、同事項に係る事実の確認に支障がないと認めるときは、監督権者への変更の届出又は届出書への記載については、指定権者への変更の届出があったことをもって省略させることができることとされているので、その場合には左のチェックボックス(□)に✓を付けてください。なお、当該変更届出を受理した指定権者は、当該変更届出の写しを監督権者へ回付してください。

法人番号(13桁)	
事業所番号	
指定を受けた内容を変更した事業所又は施設	名称
	所在地
サービスの種類	
変更年月日		年 月 日
変更があった事項(該当に○)		変更の内容
事業所(施設)の名称	(変更前)	
事業所(施設)の所在地		
事業所(施設)の連絡先(電話番号)		
申請者の名称		
申請者の主たる事務所の所在地		
申請者の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名		
法人等の種類		
登記事項証明書又は条例等(当該事業に関するものに限る。)		
共生型サービスの該当有無		
事業所(施設)の構造概要・平面図・設備の概要		
障害児対象事業の該当有無		
利用する障害児の推定数		
利用者又は入所者の定員	(変更後)	
管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴		
サービス管理(提供)責任者又は児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴		
指定地域相談支援の提供に当たる者又は相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴		
運営規程		
協力医療機関・協力歯科医療機関の名称・診療科名・契約内容		
提携就労支援機関の名称		
提供する障害福祉サービス等の種類		
第三者委託により提供する障害福祉サービス等の種類等		
事業実施形態(事業所の種別等)		
従業者の勤務の体制及び勤務形態		
その他		

(備考) 1 変更届の提出に際しては、必要書類を添付してください。
 2 「変更があった事項」の「変更の内容」は、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように記入してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

福井県知事 石田 嵩人

福井県規則第30号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和42年福井県規則第7号）の一部を次のように改正する。

様式第8号から様式第11号までの規定中「厚生労働大臣」を「福井県知事」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

福井県知事 石田 嵩人

福井県規則第31号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和23年福井県規則第26号）の一部を次のように改正する。

様式第9号および様式第10号を次のように改める。

様式第9号(第14条の2関係)

指定障害福祉サービス事業所/指定障害者支援施設
 指定障害児通所支援事業所/指定障害児入所施設
 指定特定相談支援事業所/指定一般相談支援事業所/指定障害児相談支援事業所
 指定 申請書

福井県 知事 様

年 月 日

所在地
 申請者 名 称
 代表者

表題の事業所・施設に係る指定/指定の更新/指定の変更を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

		法人番号(13桁)				
申請者 (設置者)	フリガナ 名称					
	主たる事務所の所在地 (郵便番号 -)					
	連絡先	電話番号	(内線)			
		E-mailアドレス				
	法人等の種類					
代表者の職名・氏名・生年月日	職名	フリガナ 氏名	生年月日			
	代表者の住所 (郵便番号 -)					
フリガナ 名称						
	事業所(施設)の所在地 (郵便番号 -)					
多機能型事業所に係る指定の申請の場合は○						
指定を受けようとする事業所・施設の種類の	同一所在地において行う事業等の種類	共生型サービスの指定を申請するものに○	今回の指定(更新・変更)申請をする対象事業等に○	既に指定を受けている事業に○	事業の開始予定年月日	本申請書に添付して提出する様式(付表)
	居宅介護					付表1
	重度訪問介護					付表1
	同行支援					付表1
	行動支援					付表1
	療養介護					付表2
	生活介護					付表3
	短期入所					付表4
	重度障害者等包括支援					付表5
	自立訓練(機能訓練)					付表6
	自立訓練(生活訓練)					付表6
	就労選択支援					付表7
	就労移行支援					付表8
	就労継続支援A型					付表9
	就労継続支援B型					付表9
	就労定着支援					付表10
	自立生活援助					付表11
	共同生活援助					付表12
	指定障害者支援施設(施設入所支援)					付表13
	指定一般相談支援事業所	地域移行支援				
	地域定着支援					付表14
指定特定相談支援事業所						付表15
児童発達支援						付表16
指定障害児通所支援事業所	放課後等デイサービス					付表16
	居宅訪問型児童発達支援					付表17
	保育所等訪問支援					付表18
指定障害児入所施設						付表19/20
指定障害児相談支援事業所						付表15
【既に指定を受けている場合】事業所番号						

(備考)

- 1 本申請書の表題は、指定の更新の申請の際には「指定更新申請書」、指定の変更の申請の際には「指定変更申請書」に変更して使用してください。
- 2 「法人等の種類」欄には、「社会福祉法人(社協以外)」、「社会福祉法人(社協)」、「医療法人」、「社団・財団」、「営利法人」、「非営利法人(NPO)」、「農協」、「生協」、「その他法人」、「地方公共団体(都道府県)」、「地方公共団体(市町村)」、「地方公共団体(広域連合・一部事務組合等)」、「非法人」、「その他」のいずれかを記入してください。
- 3 「同一所在地において行う事業等の種類」欄には、今回申請をする事業及び既に指定を受けている事業のそれぞれに「○」を記載してください。
- 4 「【既に指定を受けている場合】事業所番号」欄には、申請を行う都道府県等において既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。
- 5 「事業の開始予定年月日」欄については、更新の場合にあつては、現に受けている指定の有効期間満了日を記載してください。

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の児童福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

医療法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

福井県知事 石田 嵩人

福井県規則第32号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則(昭和25年福井県規則第89号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(診療所または助産所の開設届出事項もしくはオンライン診療受診施設の設置届出事項の変更の届出)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>政令第4条第4項の規定による変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によりするものとする。</u></p> <p><u>(1) 設置者の住所および氏名(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)</u></p> <p><u>(2) オンライン診療受診施設の名称</u></p> <p><u>(3) オンライン診療受診施設の所在地</u></p> <p><u>(4) 変更した事項の内容</u></p> <p><u>(5) 変更の理由</u></p> <p><u>(6) 変更年月日</u></p> <p>(開設後の届出)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(届出済の証)</p> <p>第10条 法第8条第1項の規定による診療所または助産所の開設届を受理したときは、知事は、別記様式第1号による届出済の証を交付する。</p> <p>(休止、廃止または再開の届出)</p> <p>第11条 法第8条の2第2項または第9条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によりするものとする。</p> <p>(1) 開設者または設置者の住所および氏名(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)</p> <p>(2) 病院、診療所、助産所またはオンライン診療受診施設の名称</p>	<p>(診療所または助産所の開設届出事項の変更の届出)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(開設後の届出)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(届出済の証)</p> <p>第10条 法第8条の規定による診療所または助産所の開設届を受理したときは、知事は、別記様式第1号による届出済の証を交付する。</p> <p>(休止、廃止または再開の届出)</p> <p>第11条 法第8条の2第2項または第9条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によりするものとする。</p> <p>(1) 開設者の住所および氏名(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)</p> <p>(2) 病院、診療所または助産所の名称</p>

- (3) 病院、診療所、助産所またはオンライン診療受診施設の所在地
- (4)・(5) (略)

(開設者または設置者の死亡または失踪宣告の届出)

第12条 法第9条第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によりするものとする。

- (1) 開設者または設置者の住所および氏名
- (2) (略)
- (3) 開設または設置の場所
- (4) 死亡または失踪宣告の年月
- (5) 開設者または設置者の戸籍の謄本または抄本

- (3) 病院、診療所または助産所の所在地
- (4)・(5) (略)

(開設者の死亡または失踪宣告の届出)

第12条 法第9条第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によりするものとする。

- (1) 開設者の住所および氏名
- (2) (略)
- (3) 開設の場所
- (4) 死亡または失踪宣告の年月
- (5) 開設者の戸籍の謄本または抄本

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

福井県薬剤師確保奨学金返還資金貸与条例施行規則および福井県薬剤師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

福井県知事 石田 嵩人

福井県規則第33号

福井県薬剤師確保奨学金返還資金貸与条例施行規則および福井県薬剤師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

(福井県薬剤師確保奨学金返還資金貸与条例施行規則の一部改正)

第1条 福井県薬剤師確保奨学金返還資金貸与条例施行規則(令和6年福井県規則第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定医療機関)</p> <p>第2条 条例第2条第1号の県内の医療機関であって規則で定めるものは、次に掲げる病院であって、医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床と同項第5号に規定する一般病床との合計が400床未満のものとする。</p> <p>(1) <u>医療法第7条の2第1項第1号または第8号に掲げる者(県を除く。)</u>が開設する病院</p> <p>(2) 独立行政法人国立病院機構が開設する病院</p> <p>(3) その他特に薬剤師の確保が必要な医療機関として知事が定める病院</p>	<p>(指定医療機関)</p> <p>第2条 条例第2条第1号の県内の医療機関であって規則で定めるものは、医療法(昭和23年法律第205号)第7条の2第1項第1号もしくは第8号に掲げる者(県を除く。)または独立行政法人国立病院機構が開設する医療機関であって、同法第7条第2項第4号に規定する療養病床と同項第5号に規定する一般病床との合計が400床未満のものとする。</p>

(福井県薬剤師確保修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第2条 福井県薬剤師確保修学資金貸与条例施行規則(令和7年福井県規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定医療機関)</p> <p>第2条 条例第2条第1号の県内の医療機関であって規則で定めるものは、次に掲げる医療機関であって、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床と同項第5号に規定する一般病床との合計が400床未満のものとする。</p> <p>(1) <u>医療法第7条の2第1項第1号または第8号に掲げる者（県を除く。）が開設する病院</u></p> <p>(2) <u>独立行政法人国立病院機構が開設する病院</u></p> <p>(3) <u>その他特に薬剤師の確保が必要な医療機関として知事が定める病院</u></p>	<p>(指定医療機関)</p> <p>第2条 条例第2条第1号の県内の医療機関であって規則で定めるものは、医療法（昭和23年法律第205号）第7条の2第1項第1号もしくは第8号に掲げる者（県を除く。）または独立行政法人国立病院機構が開設する医療機関であって、同法第7条第2項第4号に規定する療養病床と同項第5号に規定する一般病床との合計が400床未満のものとする。</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

福井県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

福井県知事 石田 嵩人

福井県規則第34号

福井県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

福井県営住宅条例施行規則（平成9年福井県規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(優先的入居者)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>2 条例第7条の2第2項に規定する期限付県営住宅への入居の申込みに係る優先的入居者については、前項に定めるもののほか、必要な事項を知事が別に定める。</u></p> <p><u>(期限付入居の要件等)</u></p> <p><u>第5条の2 条例第7条の2第1項の規則で定める要件は、周辺地域における学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校および義務教育学校の立地状況、当該県営住宅の住戸面積その他の事情を勘案し、子育てに適することとする。</u></p> <p><u>2 条例第7条の2第1項の規則で定める条件は、18歳未満の扶養親族と現に同居し、または同居しようとするものとする。</u></p> <p><u>3 期限付入居期間は、条例第9条第4項に規定する入居可能日において同居している子のうち最も年齢の低い子が18歳に達する日の属する年度の末日まで</u></p>	<p>(優先的入居者)</p> <p>第5条 (略)</p>

として決定する。

4 前3項に定めるもののほか、期限付県営住宅に関し必要な事項は知事が別に定める。

(期限付入居の手続き)

第5条の3 条例第7条の2第4項(条例第7条の2第9項において準用する場合を含む。)の規定による説明は、期限付県営住宅の入居期間に関する説明書(様式第1号の2)を交付することにより行うものとする。

2 条例第7条の2第5項(条例第7条の2第9項において準用する場合を含む。)の規定による書面の提出は、第2条第1項の規定による手続と併せて期限付県営住宅の入居期間に関する承諾書(様式第1号の3)の提出により行うものとする。

3 条例第7条の2第7項の規定による通知は、期限付県営住宅の入居期間満了通知書(様式第1号の4)の提出により行うものとする。

(期限付入居期間の延長)

第5条の4 条例第7条の2第8項の規則で定める事情は、期限付入居期間の満了時において次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 期限付入居期間の満了時に、同居している子のうち最も年齢の低い子が18歳に達する日以後の最初の4月1日が到来していない場合であって、条例第20条第1項または第2項の規定による認定を受けておらず、かつ、家賃を滞納していないこと。

(2) その他、知事が認めるやむを得ない事情があること。

2 条例第7条の2第8項の規定による期限付入居期間の延長を受けようとする入居者は、期限付入居期間延長申出書(様式第1号の5)に知事が必要と認める書類を添えて知事に申し出なければならない。

3 知事は、前項の規定による申出につき第1項各号の事情があると認めるときは、当該申出に係る期限付入居期間の延長を決定するものとする。

4 知事は、前項の規定による決定をしたときは、期限付入居期間延長決定通知書(様式第1号の6)により当該申出をした者に通知するものとする。

(請書)

第6条 条例第9条第1項第1号の請書の提出は、入居請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えてするものとする。

(1) (略)

(2) 次条第1項第1号に掲げる連帯保証人を立てる場合は、当該連帯保証人の印鑑証明書およびその所得の額を証する書類

(3) 次条第1項第2号に掲げる連帯保証人を立てる場合は、当該連帯保証人と家賃に関する保証委託契約(賃借人が、次条第1項第2号の家賃債務保証業者に対し当該賃借人の家賃の支払に係る債務を保証することを委託すること

(請書)

第6条 条例第9条第1項第1号の請書の提出は、入居請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えてするものとする。

(1) (略)

(2) 連帯保証人の印鑑証明書およびその所得の額を証する書類

を内容とする契約をいう。以下同じ。)を締結したことを証する書面の写し
および緊急連絡先届出書(様式第2号の2)

(連帯保証人)

第7条 条例第9条第2項の知事が適当と認める連帯保証人は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 入居決定者の県営住宅への入居に係る債務を支弁する能力を有すると知事が認める者

(2) 家賃債務保証業者(賃貸住宅の賃借人の委託を受けて当該賃借人の家賃の支払に係る債務を保証することを業として行う者をいう。)のうち、知事が指定する者

2～4 (略)

5 第1項第2号に掲げる連帯保証人を立てる場合は、請書への連帯保証人の連署は不要とする。

(連帯保証人の変更)

第8条 入居者は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、知事の承認を受けて、遅滞なく、連帯保証人を変更しなければならない。ただし、知事が特にやむをえない事情があると認めるときは、この限りでない。

(1)～(4) (略)

(5) 前条第2項に規定する債務を履行すること。

(6) 保証委託契約が終了すること。

2 (略)

3 前2項の規定による連帯保証人の変更の承認の申請は、連帯保証人変更承認申請書(様式第3号)に、次の各号に掲げる書類を添えてするものとする。

(1) 前条第1項第1号に掲げる連帯保証人に変更しようとする場合は、連帯保証人にしようとする者の印鑑証明書およびその所得の額を証する書類

(2) 前条第1項第2号に掲げる連帯保証人に変更しようとする場合は、保証委託契約を締結したことを証する書面の写しおよび緊急連絡先届出書

4～6 (略)

7 入居者は、緊急連絡先の住所または氏名に変更があったときは、緊急連絡先変更届出書(様式第4号の2)により知事に届け出なければならない。

8 (略)

様式第1号の次に次の5様式を加える。

(連帯保証人)

第7条 条例第9条第2項の知事が適当と認める連帯保証人は、入居決定者の県営住宅への入居に係る債務を支弁する能力を有すると知事が認める者とする。

2～4 (略)

(連帯保証人の変更)

第8条 入居者は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、知事の承認を受けて、遅滞なく、連帯保証人を変更しなければならない。ただし、知事が特にやむをえない事情があると認めるときは、この限りでない。

(1)～(4) (略)

(5) 第7条第2項に規定する債務を履行すること。

2 (略)

3 前2項の規定による連帯保証人の変更の承認の申請は、連帯保証人変更承認申請書(様式第3号)に新たに連帯保証人にしようとする者の印鑑証明書およびその所得の額を証する書類を添えてするものとする。

4～6 (略)

7 (略)

様式第1号の2（第5条の3関係）

期限付県営住宅の入居期間に関する説明書

建 第 号
年 月 日

現住所
氏 名

福井県知事 印

下記の期限付県営住宅に係る入居の許可に当たり、福井県営住宅条例第7条の2第4項の規定により、あらかじめ次のとおり説明します。

- 1 期限付県営住宅に係る入居の許可は、福井県営住宅条例第7条の2第8項の規定により許可の期間が延長される場合を除き、同条第3項の規定により期限付県営住宅に入居することができることとされた期間（以下「期限付入居期間」といいます。）の満了によって、その効力が失われますので、下記の期限付入居期間の満了する日までに下記の期限付県営住宅を明け渡さなければなりません。
- 2 期限付入居期間は、これを変更することができません。ただし、入居者から期限付入居期間の満了前に明け渡す旨の申出をしたときは、この限りではありません。
- 3 期限付入居期間の満了に伴う転居費用は、入居者の負担となります。

記

入居予定の 期限付県営住宅	所在地			
	住宅番号	団地	号館	号室
期限付入居期間	入居可能日 から 年 月 日 まで			

様式第1号の3（第5条の3関係）

期限付県営住宅の入居期間に関する承諾書

年 月 日

福井県知事 様

申請者 住所
氏名

下記の入居期限付県営住宅に係る入居決定に当たり、次の事項について説明を受け承諾しますので、福井県営住宅条例第7条の2第5項の規定により、この承諾書を提出します。

- 1 期限付県営住宅に係る入居の許可は、福井県営住宅条例第7条の2第8項の規定により許可の期間が延長される場合を除き、同条第3項の規定により期限付県営住宅に入居することができることとされた期間（以下「期限付入居期間」といいます。）の満了によって、その効力が失われるため、下記の期限付入居期間の満了する日までに下記の期限付県営住宅を明け渡さなければならないこと。
- 2 期限付入居期間は、これを変更することができないこと。ただし、入居者から期限付入居期間の満了前に明け渡す旨の申出をしたときは、この限りではないこと。
- 3 期限付入居期間の満了に伴う転居費用は、入居者の負担となること。

記

入居予定の 期限付県営住宅	所在地			
	住宅番号	団地	号館	号室
期限付入居期間	入居可能日 から 年 月 日 まで			

様式第1号の4 (第5条の3関係)

期限付県営住宅の入居期間満了通知書

建 第 号
年 月 日

県営住宅 団地 号館 号室
様

福井県知事 印

福井県営住宅条例第7条の2第7項の規定により、あなたが入居している下記の期限付県営住宅に係る入居の許可について、下記の期限付入居期間の満了する日をもって期限付入居期間が満了し、その効力が失われますので、当該期限付入居期間の満了する日までに住宅を明け渡してください。

なお、福井県営住宅条例第7条の2第8項の規定により、条件を満たせば、期限付入居期間の延長を申し出ることにより、期限付許可期間の延長が認められる場合があります。

記

入居している 期限付県営住宅	所在地	
	住宅番号	団地 号館 号室
期限付入居期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	

様式第1号の5 (第5条の4関係)

期限付入居期間延長申出書

福井県知事 様

申請者 住所
氏名
電話番号

住宅の明渡しが期限付入居期間の満了までできないので、福井県営住宅条例施行規則第5条の4第2項の規定により、下記のとおり期限付入居期間の延長を申し出ます。

記

- 住宅番号 団地 号館 号室
- 現在の期限付入居期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
- 延長を申し出る期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
- 延長を申し出る理由
 - 現在の期限付入居期間の満了時において、同居している子のうち最も年齢の低い子が18歳に達していないため
 - その他 ()

5 申請者および同居者

続 柄	氏 名	年 齢	生年月日
本人			

(添付書類)

- 申請者および同居者の住民票の写し等
- 申請者および同居者の所得の額を証する書類 (課税証明書等)
- その他、延長を申し出る理由を証する書類

様式第1号の6 (第5条の4関係)

期限付入居期間延長決定通知書

建 第 号
年 月 日

県営住宅 団地 号館 号室
様

福井県知事 印

先に申出のあった期限付入居期間の延長について審査した結果、下記のとおり決定したので、福井県営住宅条例施行規則第5条の4第3項の規定により通知します。

記

- 1 審査結果 期限付入居期間を延長します。
- 2 現在の入居有効期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
- 3 延長後の入居有効期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
- 4 留意事項

様式第2号を次のように改める。

様式第2号 (第6条、第30条関係)

(表)
入 居 請 書

年 月 日

福井県知事 様

入居決定者
フリガナ
住所
フリガナ
氏名

印鑑

次の県営住宅への入居については、裏面に記載の条件を誠実に遵守し、入居者としての義務を履行することをお付けしますので、連帯保証人と連署の上、福井県営住宅条例第9条第1項 (第34条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり請書を提出します。

連帯保証人に対する履行の請求は、入居決定者に対しても、その効力を生ずるものとします。

団地名		1月当たりの家賃	円
所在地		ただし、次年度以降の家賃の額は、収入の状況等に応じて毎年度算定される額とする。	
住宅番号	区 館 号		

年 月 日

福井県知事 様

上記の入居決定者の県営住宅への入居に当たり、その者の入居に係る一切の債務について連帯して保証する責めに任じます。

福井県営住宅条例施行規則第7条第1項第1号による場合 ((注) 2(1)~(3)を添付)

連帯保証人	住所	フリガナ	印鑑	極度額	円
	フリガナ			電話番号	
連帯保証人	氏名	フリガナ	印	入居決定者との関係	円
	フリガナ			勤務先	
連帯保証人	住所	フリガナ	印鑑	極度額	円
	フリガナ			電話番号	
連帯保証人	氏名	フリガナ	印	入居決定者との関係	円
	フリガナ			勤務先	

福井県営住宅条例施行規則第7条第1項第2号による場合 ((注) 2(1)および(4)を添付)

指定保証業者名	
---------	--

- (注) 1 印鑑は、市区町村長の証明があるものを使用してください。
 2 次の書類を添付してください。
 (1) 入居決定者の印鑑の証明書
 (2) 連帯保証人の印鑑の証明書
 (3) 連帯保証人の所得の額を証する書類
 (4) 保証委託契約を締結したことを証する書面の写し
 3 電話番号は、固定電話と携帯電話をお持ちの場合は両方を記入してください。

(裏)

- 1 福井県営住宅条例第11条第1項(第34条において準用する場合を含む。)の規定より、毎年7月31日までに収入に関する申告を行うこと。
- 2 収入の状況等に応じて毎年度定め直す家賃を承認すること。
- 3 公営住宅法第36条の規定に基づき県営住宅の建替事業を施行するときまたは同法第32条第1項の規定に基づき知事が明渡しを命じたときは、速やかに入居している県営住宅を明け渡すこと。
また、入居者または同居者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに入居している県営住宅を明け渡すこと。
- 4 期限付県営住宅に入居する場合は、福井県営住宅条例第7条の2第8項の規定により許可の期間が延長される場合を除き、福井県営住宅条例第7条の2第3項の規定に期限付入居期間の満了する日までに、期限付県営住宅を明け渡すこと。
- 5 電気、ガス、水道および下水道の使用料、汚物およびじんかいの処理に要する費用ならびに共同施設の管理に要する費用は、入居者が負担すること。
なお、畳の表替え、ガラスの取替え、ふすまおよび障子の張替えその他の建具の軽微な修繕に要する費用および給水栓、点滅器その他県営住宅および共同施設の附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用については、原則として入居者が負担すること。
- 6 県営住宅を退去するときは、承認を受けて行った模様替え、増築等による造作物を入居者の責任において処分し、入居当初の状態に回復すること。
- 7 その他福井県営住宅条例および福井県営住宅条例施行規則に定める事項を遵守するとともに、県営住宅監理員の指示に従うこと。

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第2号の2(第6条、第8条関係)

緊急連絡先届出書

年 月 日

福井県知事 様

届出者 住所
氏名

緊急連絡先について、福井県営住宅条例施行規則第6条の規定により、届け出ます。

記

緊急 連絡 先	住所	フリガナ		
	氏名	フリガナ	生年 月日	年 月 日
	届出者との関係			
	連絡先 (日中に連絡の 取れる電話番号)	連絡先①	連絡先②	

- (注) 1 緊急連絡先となる方に事前に説明をした上で、この届出書を提出すること。
(届出があった場合、県(指定管理者)から緊急連絡先に確認の連絡を行う。)
- 2 緊急連絡先の変更が必要な場合は、速やかに新たな緊急連絡先を届け出ること。
- 3 県(指定管理者)から緊急連絡先に連絡をする場合は以下のような例による。
- ・災害や急病等による入居申込者の安否確認の際に立会が必要な場合
 - ・入居申込者と連絡が取れない場合
 - ・日常生活において第三者の仲裁、協力が必要な場合

様式第3号および様式第4号を次のように改める。

様式第3号（第8条、第30条関係）

連帯保証人変更承認申請書

年 月 日

福井県知事 様

申請者 氏 名
電話番号

連帯保証人を変更したいので、福井県営住宅条例施行規則第8条
第1項 〔第30条において
第2項 〕
の規定により、次のとおり申請します。

団地名	所在地	住 宅 番 号	区 館 号
変更する理由			
変更前		変更後	
福井県営住宅条例施行規則第7条第1項第1号による場合		福井県営住宅条例施行規則第7条第1項第1号による場合（(注)2(1)および(2)を添付）	
連帯保証人	住 所	フリガナ	フリガナ
	氏 名	フリガナ	フリガナ
	電話番号		
福井県営住宅条例施行規則第7条第1項第2号による場合		福井県営住宅条例施行規則第7条第1項第2号による場合（(注)2(3)を添付）	
指 定 保 証 業 者 名		指 定 保 証 業 者 名	

(以下は指定保証業者に変更する場合は記入不要です)

年 月 日

福井県知事 様

変更後の
連帯保証人
フリガ
フリガ
氏名

印鑑

上記の入居者の入居に係る一切の債務について連帯して保証する責めに任じます。また、既発生債務がある場合、これを引き受け、連帯して保証する責めに任じます。

極度額	円
-----	---

- (注) 1 印鑑は、市区町村長の証明があるものを使用してください。
2 次の書類を添付してください。
 (1) 変更後の連帯保証人の印鑑の証明書
 (2) 変更後の連帯保証人の所得の額を証する書類
 (3) 保証委託契約を締結したことを証する書面の写し
 3 電話番号は、固定電話と携帯電話をお持ちの場合は両方を記入してください。

様式第4号（第8条、第30条関係）

連帯保証人住所等変更届

年 月 日

福井県知事 様

届出者 氏 名
電話番号

連帯保証人の 住所 氏名 に変更があったので、福井県営住宅条例施行規則第8条第6項（第30条

において準用する同規則第8条第6項）の規定により、次のとおり申請します。

団地名	所在地	住 宅 番 号	区 館 号
変 更 後	住 所	フリガナ 電話番号	
	氏 名	フリガナ	印鑑
変 更 前	住 所		
	氏 名		

(注) 住民票の写しその他変更を証する書類(氏名に変更があったときは、変更後の印鑑証明書)を添付してください。

様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第4号の2（第8条関係）

緊急連絡先変更届出書

年 月 日

福井県知事 様

届出者 住所
氏名

緊急連絡先に変更があったので、福井県営住宅条例施行規則第8条第7項の規定により、届け出ます。

記

団地名		所在地	住宅 番号	区 館 号
緊急 連絡 先	変更 前	住所	フリガナ -----	
		氏名	フリガナ -----	生年 月日 年 月 日
	変更 後	住所	フリガナ -----	
		氏名	フリガナ -----	生年 月日 年 月 日
	入居者との関係			
	連絡先 〔日中に連絡の 取れる電話番号〕	連絡先①	連絡先②	

- (注) 1 新たに緊急連絡先となる方に事前に説明をしたうえで、届出書を提出すること。
(届出書の受領後、県（指定管理者）から緊急連絡先に確認の連絡を行う)
- 2 緊急連絡先の変更が必要な場合は、速やかに新たな緊急連絡先を届け出ること。
- 3 県（指定管理者）から緊急連絡先に連絡をする場合は以下のような例による。
- ・災害や急病等による入居申込者の安否確認の際に立会が必要な場合
 - ・入居申込者と連絡が取れない場合
 - ・日常生活において第三者の仲裁、協力が必要な場合

「 氏 名 を 氏 名 電話番号 に改める。」

「 氏 名 を 住所 氏 名 電話番号 に改める。」

「 氏 名 を 氏 名 電話番号 に改める。」

「 氏 名 を 住所 氏 名 電話番号 に改める。」

「 氏 名 を 氏 名 電話番号 に改める。」

「 名称等 電話番号 を 名称等 電話番号 住宅 管理人 確認 印 に改める。」

「 住所 名称 代表者の氏名 を 住所 名称 代表者の氏名 電話番号 に改める。」

様式第20号を次のように改める。

様式第20号（第31条関係）

駐車場使用許可申請書

年 月 日

福井県知事 様

申請者 住所
氏名

県営住宅の駐車場を使用したいので、福井県営住宅条例第36条の規定により、次のとおり申請します。

なお、申請した車両の自動車検査証が有効であることを誓約いたします。

駐車させる自動車の台数	台				
駐車させる自動車	自動車登録番号	使用者氏名	申請者との関係	区画	自動車検査証有効期限(※)
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
使用開始希望日	年 月 日				
備考	(※) 自動車検査証の有効期限について、誓約に反していた場合は、使用許可が取消となることに異論ありません。				
			駐車場 管理組合 確認印		

(注) 自動車検査証の写しを添付してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の福井県営住宅条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

訓 令

福井県訓令第7号

庁中一般

副部長の掌理する事務を定める規程を次のように定める。

令和8年4月1日

福井県知事 石田 嵩人

副部長の掌理する事務を定める規程

福井県行政組織規則（昭和39年福井県規則第21号）第202条第1項に規定する副部長のうち次の表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を掌理する。

部	補職名	掌理する事務
総務部	副部長	1 総務部政策推進グループの所管に属する事務 2 総務部の所管に属する事務のうち、副部長（広報広聴）または副部長（税制）の掌理する事務以外のもの 3 前2号に掲げるもののほか、総務部内の複数の課に関連する事務
	副部長（広報広聴）	広報広聴課の所管に属する事務
	副部長（税制）	税務課の所管に属する事務
未来創造部	副部長	1 未来創造部の所管に属する事務のうち、副部長（未来戦略）、副部長（DX推進）、副部長（新幹線建設推進）または副部長（まちづくり）の掌理する事務以外のもの 2 前号に掲げるもののほか、未来創造部内の複数の課に関連する事務
	副部長（未来戦略）	未来戦略課の所管に属する事務
	副部長（DX推進）	DX推進課の所管に属する事務
	副部長（新幹線建設推進）	新幹線建設推進課の所管に属する事務
	副部長（まちづくり）	未来創造部の所管に属するまちづくりの技術に関する事務

防災安全部	副部長	1 防災安全部政策推進グループの所管に属する事務 2 防災安全部の所管に属する事務のうち、副部長（県民安全）、副部長（防災）、副部長（原子力安全対策）または副部長（原子力行政）の掌理する事務以外のもの 3 前2号に掲げるもののほか、防災安全部内の複数の課に関連する事務	産業労働部	副部長	1 産業労働部政策推進グループの所管に属する事務 2 産業労働部の所管に属する事務のうち、副部長（経営改革）、副部長（労働政策）、副部長（産業立地）、副部長（商業・市場開拓）または副部長（工業技術）の掌理する事務以外のもの 3 前2号に掲げるもののほか、産業労働部内の複数の課に関連する事務
	副部長（県民安全）	県民安全課の所管に属する事務		副部長（経営改革）	経営改革課の所管に属する事務
	副部長（防災）	防災安全部の所管に属する防災に係る技術に関する事務		副部長（労働政策）	労働政策課の所管に属する事務
	副部長（原子力安全対策）	原子力安全対策課の所管に属する技術に関する事務		副部長（産業立地）	成長産業立地課の所管に属する事務
	副部長（原子力行政）	原子力安全対策課の所管に属する事務		副部長（商業・市場開拓）	商業・市場開拓課の所管に属する事務
交流文化部	副部長	1 交流文化部政策推進グループの所管に属する事務 2 交流文化部の所管に属する事務のうち、副部長（ブランドビジネス）、副部長（観光政策）、副部長（インバウンド推進）または副部長（スポーツ）の掌理する事務以外のもの 3 前2号に掲げるもののほか、交流文化部内の複数の課に関連する事務	副部長（工業技術）	工業技術センターの所管に属する技術に関する事務	
	副部長（ブランドビジネス）	交流文化部の所管に属するブランドビジネスに関する事務	農林水産部	副部長	1 農林水産部政策推進グループの所管に属する事務 2 農林水産部の所管に属する事務のうち、副部長（技術）、副部長（福井米戦略）、副部長（農村振興・防災）、副部長（水産）または副部長（林業）の掌理する事務以外のもの 3 前2号に掲げるもののほか、農林水産部内の複数の課に関連する事務
	副部長（観光政策）	観光政策課の所管に属する事務		副部長（技術）	農林水産部の所管に属する技術に関する事務のうち、副部長（福井米戦略）、副部長（農村振興・防災）、副部長（水産）または副部長（林業）の掌理する事務以外のもの
	副部長（インバウンド推進）	交流文化部の所管に属するインバウンド推進に関する事務		副部長（福井米戦略）	福井米戦略課の所管に属する技術に関する事務
	副部長（スポーツ）	スポーツ課の所管に属する事務		副部長（農村振興・防災）	農村振興課の所管に属する技術に関する事務および農林水産部の所管に属する防災に関する事務
エネルギー環境部	副部長	1 エネルギー環境部政策推進グループの所管に属する事務 2 前号に掲げるもののほか、エネルギー環境部内の複数の課に関連する事務		副部長（水産）	水産課の所管に属する技術に関する事務
	健康福祉部	副部長	1 健康福祉部政策推進グループの所管に属する事務 2 健康福祉部の所管に属する事務のうち、副部長（障がい福祉）または副部長（こども未来）の掌理する事務以外のもの 3 前2号に掲げるもののほか、健康福祉部内の複数の課に関連する事務	副部長（林業）	農林水産部の所管に属する森林および林業の技術に関する事務
副部長（障がい福祉）		障がい福祉課の所管に属する事務	土木部	副部長	1 土木部政策推進グループの所管に属する事務 2 土木部の所管に属する事務のうち、副部長（技術）、副部長（建設DX）、副部長（防災・特定事業）または副部長（建築）の掌理する事務以外のもの 3 前2号に掲げるもののほか、土木部内の複数の課に関連する事務
副部長（こども未来）		こども未来課の所管に属する事務		副部長（技術）	土木部の所管に属する技術に関する事務のうち、副部長（建設DX）、副部長（防災・特定事業）または副部長（建築）の掌理する事務以外のもの
			副部長（建設DX）	土木部の所管に属する建設DXに係る技術に関する事務	

副部長（防災・特定事業）	土木部の所管に属する防災および特定事業に関する事務
副部長（建築）	建築住宅課の所管に属する技術に関する事務

附 則

- 1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 副部長の掌理する事務を定める規程（令和7年福井県訓令第15号）は、廃止する。

福井県訓令第8号

庁中一般
各出先機関
労働委員会事務局

辞令の特例に関する訓令を次のように定める。

令和8年4月1日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 この訓令の施行の際現に次の表の左欄に掲げる職にある者について特に発令がないときは、それぞれ同表の右欄に掲げる職を発令したものとみなす。

広野・榎谷ダム統合管理事務所長	広野・榎谷・吉野 瀬川ダム統合管理事務所長
-----------------	--------------------------

- 2 この訓令の施行の際現に次の表の左欄に掲げる所属の主任を命ぜられている者または当該所属に勤務を命ぜられている者について特に発令がないときは、それぞれ同表の右欄に掲げる所属の主任を命ぜられ、または当該所属に勤務を命ぜられたものとみなす。

農林水産部農地保全整備課	農林水産部農地整備課
--------------	------------

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。